平成２７年（フ）第１１５号
兵庫県宝塚市売布ガ丘15番10号　売布ガ丘ビューハイツ205号、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目１番２―1005号
債務者　久保　栄一
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
兵庫県朝来市多々良木392番地１　アーバン朝来１－７、前住所兵庫県朝来市和田山町東和田301番地
債務者　荒木　伸賢
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
愛媛県松山市味酒町３丁目９番地
債務者　枡見　輝久
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１号
福岡県筑後市大字水田430番地３、前住所佐賀市若宮２丁目８番10号
債務者　木本　綾子（旧姓島）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１３５号
長崎県長崎市畝刈町321番地１　ブルーハイツ畝刈402号
債務者　長谷川　学
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
長崎県対馬市厳原町東里４番地15棟202号
債務者　國分　広美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
長崎県対馬市豊玉町仁位2088番地３、前住所山口県周南市城ケ丘４丁目２番15号シルフィードＬ　205号
債務者　阿南潤一郎
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
宮崎市神宮東１丁目１番29号　サンコート神宮東405号、前住所宮崎市日ノ出町94番地坂田アパート101号
債務者　**徳**井　弘道
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５３号
北海道小樽市塩谷３丁目11番地、前住所北海道千歳市桂木５丁目６番３号
債務者　四方　仁美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第６５号
福島市宮代字田尻31番地の１　ピュアハウスＦＵＫＡＤＡ　Ｂ－１
債務者　斉藤　和夫
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１２９号
長野県塩尻市大字宗賀2064番地２
債務者　中沢　和江
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２２号
大分市雄城台住宅地13―２、住民票上の住所山口県下関市東大和町１丁目３番１―1402号エバーライフグランポート下関駅南壱番館
債務者　荒巻　富雄
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
大分市雄城台住宅地13―２、住民票上の住所山口県下関市東大和町１丁目３番１―1402号エバーライフグランポート下関駅南壱番館
債務者　荒巻　順子（旧姓池永）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第３０６号
熊本市北区鹿子木町132番地１　鹿子木団地５棟304号
債務者　藏本　貴子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０８号
大分市大津町３丁目４番34―502号　県営大空住宅ＨＲＲ－２
債務者　林　　喬生
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４５号
宮崎市中村東２丁目９番５号　水谷ビル102号、前住所宮崎市高岡町小山田151番地１
債務者　櫻田　誠二
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係